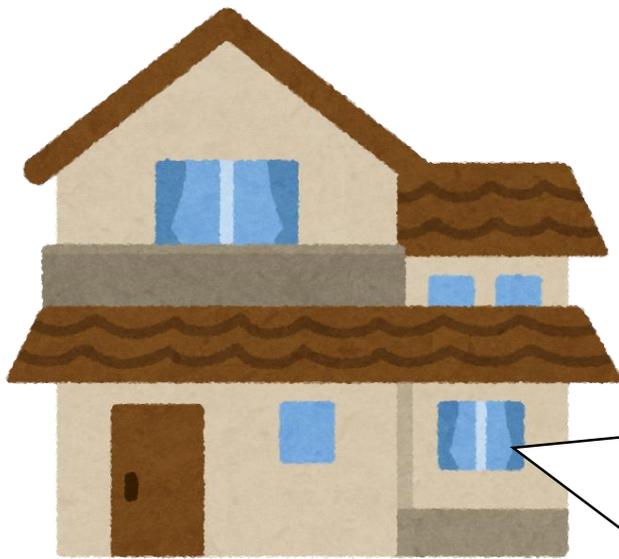


※このパンフレットは令和4年4月1日以降に工事をされた方向けです。

住宅の熱損失防止（省エネ）改修で 固定資産税が減額されます



窓の改修工事が
必須条件です



地球温暖化防止に向けて家庭部門のCO₂排出量の削減を図るため、一定の省エネ改修工事が行われた既存住宅について、申告により工事完了の翌年度の固定資産税額の3分の1が減額されます。

本制度は、窓の二重サッシ化などのほか、天井、壁、床に適切な量の断熱材を入れる工事など、熱の損失防止を図ることにより住宅におけるエネルギーの使用の合理化に資する工事を対象としています。

※令和4年3月末までの適用期限が、令和6年3月末まで延長されました。

1 減額の内容

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に一定の省エネ改修工事が行われた住宅について、工事完了の翌年度分の固定資産税の3分の1が減額されます。

対象の床面積の120㎡まで減額が適用されます。120㎡を超える住宅については、120㎡相当分について適用されます。

《注意事項》

他の減額制度と同時に適用することはできません。ただし、バリアフリー改修工事による減額制度との同時適用は可能です。

土地についての減額はありません。

この制度による減額は、1戸につき1度しか受けることができません。

省エネ改修工事を行い、認定長期優良住宅に該当することとなった場合、減額率が3分の1から3分の2に拡充されます。

申告の手続き等については、裏面をご覧ください

2 減額の要件

※以下の要件をすべて満たす必要があります。

<住宅の要件>

- ① 平成26年1月1日以前から所在する住宅であること。
- ② 賃貸住宅ではない家屋であること、
- ③ 省エネ改修工事後の家屋の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。
- ④ 省エネ改修工事後の家屋の床面積の2分の1以上が専ら居住用の家屋であること（併用住宅の場合）。

<工事の要件>

- ① 下記ア、またはアとあわせて行うイに該当する改修工事を行っていること。
ア 窓の改修工事（必須）
イ 窓の改修工事と合わせて行う床の断熱工事、天井の断熱工事、壁の断熱工事
- ② 改修部位がいずれも現行の省エネ基準に新たに適合することになること（必須）
- ③ 省エネ改修工事に要した費用（補助金等※¹をもって充てる部分を除く）が50万円以上であること。

<その他の要件>

- ① 下記のいずれかにより省エネ基準に適合する証明を受けていること。※²
《証明者又は証明機関》・建築士事務所登録をしている事務所に属する建築士
・指定確認検査機関 ・登録住宅性能評価機関 ・住宅瑕疵担保責任保険法人

※¹「補助金等」とは、上記のア又はアとあわせて行うイの省エネ改修工事を含む住宅の増改築工事の費用に充てるために、地方公共団体等から交付される補助金その他これに準ずるものをいいます。

※²「増改築等工事証明書」により証明を受けます。改修工事を行った施工業者が建築士事務所登録をしていれば、担当した建築士が証明を発行できますので、まずは証明書の発行について施工業者にお問い合わせください。

3 減額対象年度と減額となる税額

《減額対象年度》

改修工事が完了した日の翌年度分

《減額となる税額》

改修工事を行った住宅の120㎡相当分（床面積が120㎡以下の場合はその住宅全体）の税額の3分の1（認定長期優良住宅に該当することとなった場合は3分の2）

4 申告の方法

減額を希望する方は、住宅の省エネ改修工事完了後3ヶ月以内に、下記の書類を揃え、出納室税務会計担当に提出してください。

- ① 熱損失防止改修住宅等に対して課する固定資産税の減額に関する申告書※¹
- ② 納税義務者（所有者）の住民票の写し
- ③ 改修工事の図面、明細書、領収書の写し（工事内容・費用が確認できるもの）
- ④ 補助金等の内容を確認できる書類（補助金等を受けていない場合は不要）
- ⑤ 省エネ基準に適合することを証する書類（増改築等工事証明書）※^{1・2}
- ⑥ 長期優良住宅認定通知書（認定長期優良住宅に該当することとなった場合のみ）

※¹ 申告書と増改築等工事証明書は出納室税務会計担当窓口に着用済みです。
雨竜町ホームページからも入手できます。

<https://www.town.uryu.hokkaido.jp/docs/kotei-kaoku-keigen.html>

スマートフォンの方はこちらから→

5 申告書提出・お問い合わせ先

雨竜町 出納室税務会計担当（役場庁舎 3番窓口）
〒078-2692 雨竜郡雨竜町字フシコウリウ104番地
電話 0125-77-2246

※ 所得税の住宅借入金特別控除等については、深川税務署までお問い合わせください。

